

いじめは、人として決して許されない行為であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは「どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童が安心・安全に学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に主体的に参加・活躍できるよう、学校はもとより、社会総がかりでいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、阿下喜小学校として、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「学校いじめ防止基本方針」を定め、市・学校・家庭・地域・関係機関等の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団で無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

2 いじめ防止等のための組織とその役割

（1）校内組織

学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

その構成員は、校長、教頭、企画研修委員、該当担任、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を加えるものとする。

（2）いじめ問題対策校内委員会の主な役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施
- ② いじめ防止対策年間計画の作成と取組評価
- ③ 教育相談及びアンケートの実施と結果集約
- ④ いじめの認知及び解消に必要と考えられる調査や対応
- ⑤ 教職員の資質向上のためのいじめ防止研修の実施
- ⑥ 児童や保護者、地域に対する取組及び相談窓口等の情報発信と啓発活動

3 いじめ防止等に関する取組について

(1) いじめの未然防止

- ① 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく集団づくりを進める。
- ② 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さやお互いの人格を尊重する態度を養う。
- ④ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者や被害者とならないよう継続的に指導する。
- ⑤ スクールカウンセラー等の相談窓口の周知を図る。

(2) いじめの早期発見

- ① アンケートや教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ Q-U(学級満足度調査)を実施し、結果を分析し、児童生徒の実態把握に努める。

(3) いじめ事案への対応

- ① いじめを発見又は通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告する。
- ② 被害児童を全面的に支え、守る姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ④ 全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察署、家庭児童相談室等の関係機関との連携の下で対応に取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級、学校全体に指導する。
- ⑥ 教育委員会に報告するとともに、対応策について継続的に指導・助言を受ける。
- ⑦ 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応する。
- ⑧ いじめの解消要件について
ア いじめに係る行為が止んで、少なくとも3か月が経過している。
イ 被害児童が、心身の苦痛を感じていないことを、面談等で児童・保護者に確認する。

4 重大事態発生時の対処について

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法第28条)

上の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施する。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供する。